

イントラネットワーク更改業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成 28 年告示第 191 号。以下「取扱要綱」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、イントラネットワーク更改業務受託候補者を特定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の名称

イントラネットワーク更改業務

3 業務内容

イントラネットワーク更改業務仕様書（別紙 1-1）（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

4 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 24 日（火）

5 委託上限額

231, 120, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、市税を滞納していないこと。ただし、市税は丹波市の課税に限る。
- (3) 本プロポーザルへの参加意向申出書（様式 2）の提出日から契約の日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準（平成 18 年告示第 778 号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- (5) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
 - ア 本業務にかかる評価委員会の委員
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並

びに丹波市暴力団排除条例(平成24年丹波市条例第53号)第8条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

- (6) 過去5年間において、本プロポーザルの内容と同種類のネットワーク更改業務(運用・保守を含む)に係る契約を受注し、かつ、これを誠実に履行していること。
- (7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証のいずれかを取得し、個人情報保護方針等を定めた事業者であること。

7 質問の受付及び回答等

本プロポーザルに対する質問がある場合は、質問書(様式1)を電子メールで送信すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月7日(火)午後5時
- (2) 提出書類 質問書(様式1)
- (3) 宛先 丹波市ふるさと創造部総合政策課 情報政策係
電子メール: jouhouseisaku@city.tamba.lg.jp
※件名を「イントラネットワーク更改業務に関する質問書」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後必ず電話により到達の確認を行うこと。
電話番号: 0795(82)0916
- (4) 質問への回答 令和6年5月13日(月)午後5時以降、市ホームページに回答を掲載する。
- (5) 現場確認 前回更改時の完成図書の閲覧、サーバ室内及び本庁舎1階の環境確認を希望する場合は、4月22日(月)までに上記の宛先にメールで現場確認希望の旨を報告すること。4月24日(水)の市が指定した時間に入室確認することができる。

8 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は次のとおり参加意向を申し出るものとする。本市は、提出書類を確認のうえ、参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

- (1) 提出期限 令和6年5月17日(金)正午
- (2) 提出書類
 - ア 参加意向申出書(様式2) 1部
 - イ 参加者の概要が分かる資料(任意様式)
※事業者名、代表者職氏名、所在地、設立年月日、資本金、前年度売上高、従業員数、主な事業など参加者の概要が分かるものを提出すること。
 - ウ 受注実績調書(様式3)

エ 国税・市税納税証明書

※市の入札参加資格に登録していない事業所については、入札参加資格審査に必要な書類を提出すること。

(<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/nyusatsukensashitsu/gyomuannai/2/2/2/1179.html>)

オ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメント (ISMS) を取得していることがわかる証明書の写し

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 持参、若しくは郵送（提出期限必着）とする。また、持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時15分までの開庁時間内とする。

(5) 提出先 丹波市ふるさと創造部総合政策課 情報政策係
〒669 - 3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

9 企画提案書等の提出

企画提案書の作成にあたっては、仕様書及び後記10を参照のうえ、次の書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月29日（水）午後5時

(2) 提出書類

ア 提案書（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

※A4版の用紙で印刷し、50ページ以内（表紙、目次は除く）にまとめ、ページを両面印刷の上、左綴じとし提出すること。

※内容に、履行期間における業務のタスク及びそのスケジュールを明示した業務スケジュール案を含めること。

※企画提案内容は、1者につき1件とする。

ウ 見積書（様式5）

※イントラネットワーク更改業務見積書及び内訳明細書作成要領（別紙2）を参照のこと。

エ 内訳明細書（様式5-2）

オ 業務実施体制調書（様式6）

(3) 提出部数

紙媒体各10部 ※提出部数のうち、9部は社名や標章など参加者を特定できる記述等を伏せて提出すること。

電子媒体（CD-R等）1部

(4) 提出方法 持参、若しくは郵送（提出期限必着）とする。

※持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時15分までの開庁時間内とする。

(5) 提出先 丹波市ふるさと創造部総合政策課 情報政策係

10 企画提案書により提案を求める事項

(1) 基本的な取り組み方針

- ア 仕様書に示した本市が抱える課題の解消に繋がる、提案者の取り組み方針を示すこと。
- イ 履行期間における具体的なスケジュールを示すこと。

(2) 提案内容

①ネットワーク全体構成

- ア 提案者が考える新ネットワークの全体像を分かりやすく示すこと。
- イ 現行ネットワークからの改善点や、それらが本市にとってどのように有益なのか具体的に示すこと。

②ネットワークの信頼性

- ア ネットワーク冗長化方式や、主要な機器の冗長化方式等、ネットワークの堅ろう性確保策や障害発生の回避策を示すこと。
- イ 障害が発生した際の代替経路、代替機器への切り替わり時間、業務への影響等を最小限に留めるための方策を示すこと。

③ネットワークの管理性

- ア 通信トラフィックの可視化や、ネットワーク異常の検知及び通知等の仕組みを示すこと。それらがどのように本市イントラネットワークの安定性向上や管理負荷の軽減等に寄与するのかを示すこと。

④ネットワーク移行計画

- ア 現行ネットワークから新ネットワークへの移行計画及び移行手法を具体的に示すこと。
- イ 現行ネットワークとの並行稼働や移行に伴う本市への影響を最小限に留めるための方策を示すこと。

⑤製品選定1

- ア 製品選定の理由や、その製品を導入することによる本市のメリットを示すこと。
- イ サイジングの根拠、将来的な機器拡張性などを示すこと。

⑥製品選定2

- ア 提案に含まれる機器保守パッケージの期間を示すこと。
- イ 機器保守の条件が本市の負荷軽減に繋がっていることを示すこと。

⑦既存ネットワークの調査・整理・改善の実施1

- ア 既存ネットワーク設定 (VLAN・IP アドレス含む) の調査・棚卸、ルーティングの見直し等から改善を実施するまでの道筋や手法を具体的に示すこと。
- イ 新ネットワークの導入に伴い、既設のファイアウォール (本調達外) の

役割とルールの見直しを行うための道筋や手法を具体的に示すこと。

⑧既存ネットワークの調査・整理・改善の実施2

ア 既存ネットワーク機器の利用状況調査、または将来に向けての拡張性を考慮して、最適な機器選定を行うまでの道筋や手法を具体的に示すこと。

イ 二次施設のスイッチに接続している LAN ケーブルの状況確認やその整理、更新不要スイッチの撤去など、更改タイミングを活かして細かい業務に対応できる体制が確保されていることを示すこと。

⑨追加提案

ア ネットワークの安定性・利便性・安全性の向上等に繋がり、本市にとって有益な追加提案があれば示すこと。

イ 職員の利便性が高まり、業務の効率化や働き方の改善につながるような追加提案があれば示すこと。

※追加提案は、委託上限額内での提案を原則とするが、別途費用がかかる項目や除外条件がある場合については提案書に作業内容と費用を明記すること。(別途費用の場合は、見積書に含めないこと。)

(3) 保守・運用

①保守・運用体制

ア 保守・運用のサービス内容が本市の要件以上の水準であり、それらを確実に履行するための保守要員・体制となっていることを示すこと。

イ 本市との役割分担を明確に示すこと。

ウ 更改後も技術の進展を積極的に取り入れ、常に課題意識を持ってネットワークの改善提案ができる体制であることを示すこと。

②障害対応

ネットワーク障害の発生から解決までの過程について、想定される時間や本市側で必要な動きなどを分かりやすく示すこと。

③運用支援1

新ネットワークの運用にあたり、システム担当職員の運用負荷軽減や利便性向上、人材育成に繋がるような支援メニューを具体的に示すこと。

④運用支援2

ア システム担当職員からの問い合わせに対し、新ネットワークに関する技術的な助言を行い、軽微なネットワーク設定変更には保守の範囲で柔軟に対応できる技術力と意欲を有していること。

イ 保守業者側の担当者が変わった場合でも継続的に、技術力の差なく運用支援を行える保守の仕組みづくりが行えていること。また、その意思が感じられること。

⑤他社連携

新ネットワークの保守・運用にあたり、イントラネットワークに接続して

いるすべてのサーバ・基盤等の保守事業者と円滑に連携するための考え方・役割分担や方針を示すこと。

11 事業者の特定

(1) 特定の方法等

ア 特定の方法は、取扱要綱の定めによる公募型プロポーザル方式とする。

イ 本プロポーザルの審査は、参加者が4者以上の場合は、書類審査（1次選考）を実施し、イントラネットワーク更改業務プロポーザル評価要項（別紙3）（以下「評価要項」という。）に基づき、事務局で上位3者を選定する。

ウ プレゼンテーション（2次選考）通知書（様式9）により、参加の通知を受けた者は、指定された日時・場所においてプレゼンテーションを実施し、評価委員が評価要項に基づき採点したものを集計し、合計点数の最高得点者を受託候補者として選定する。ただし、基準点に達した者がいないときは、受託候補者の選定は行わない。

エ 評価委員が採点した点数が同点となった場合は、委託上限額内で見積金額の低い方を上位とする。

(2) 書類審査（1次選考）

ア 事務局が評価要項に基づき採点し、選定する。

イ 参加者が3者以下の場合は、書類審査を行わない。

(3) プレゼンテーション（2次選考）

ア 令和6年6月11日（火）、丹波市役所本庁舎にて実施する。（時間等については別途通知）

イ 提出書類を基にプレゼンテーションを実施する。

ウ 時間は1者あたり70分以内とし、提出書類の説明者（以下「説明者」という。）は、プレゼンテーションを40分程度日本語で行い、評価委員によるヒアリングを30分程度実施する。

エ プレゼンテーションでは、提出書類の中で特に提案したい点や口頭で補足したい点、提案の背景などを求めるものとする。

オ 説明者は担当者を含む5名までとする。ただし、必ず実務を担当するプロジェクトマネージャーやプロジェクトリーダーを含めること。

カ 市が用意するプレゼンテーション用機器は、次のとおりとする。ただし、使用については自由とする。

(A) 65型液晶モニター1台

(B) HDMIケーブル・USB-TypeCケーブル

キ プレゼンテーションは、非公開とする。

ク プレゼンテーションの音声については、録音を行う。

ケ 評価委員会が認めた場合のみ、追加資料を提案できる。

コ プレゼンテーションの実施順序は提案書の提出順とする。

サ 受託候補者の選定結果は、審査結果通知書（様式 10）を発送して通知する。ただし、プレゼンテーションの日以降、所定の庁内手続きのため、15 日程度の期間を要することがある。

シ プレゼンテーション（2 次選考）の選考結果は本市ホームページにて公表する。

12 契約の締結

前記 11 により本委託業務の受託候補者として特定された事業者（以下「特定業者」という。）と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合又は本市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(1) 仕様の確定

最終的な契約内容及び金額については、審査後、特定業者と本市の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整のうえ、最終的な仕様内容を確定するものとする。

※提案内容及び見積金額のまま契約を行うものではない旨十分に了承されたい。

※最終的な仕様内容に基づき発生が確定する関連費用（ネットワーク移行に伴う回線構成の変更作業や局舎の立会費用などを想定）を、別途予算を確保したうえで、契約に含めることがある。

13 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は参加者の提案を無効とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他評価委員会が社会通念に照らし無効にあたる事由があると認める場合

14 実施スケジュール（予定）

日時	内容
令和 6 年 4 月 22 日（月）正午	現場確認申し出締切
4 月 24 日（水）	現場確認予定日
5 月 7 日（火）午後 5 時	質問書（様式 1）締切
5 月 13 日（月）午後 5 時以降	質問回答

5月17日（金）正午	参加意向申出書（様式2）等締切
5月20日（月）以降	参加資格確認結果通知書を送付
5月29日（水）午後5時	提案書（様式4）等締切
5月31日（金）以降	必要に応じて書類審査を実施。 プレゼンテーション（2次選考） 通知書（様式9）送付
6月11日（火）	プレゼンテーション
6月下旬	結果通知書発送
7月上旬～	契約仕様の確定に向けた協議
7月中旬	参考見積の徴取
7月下旬	開札
8月上旬	仮契約
9月末	契約議決・本契約
10月上旬	・業務開始
令和8年3月24日（火）	業務完了

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとする。
- (4) 提出後の企画提案書等の修正等は提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案書などは、受託候補者特定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。また、企業活動における秘密事項で情報公開請求があった場合に開示を望まない部分については、該当箇所を明示しておくものとする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

16 提出及び問合せ先

〒669 - 3692

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市ふるさと創造部総合政策課 情報政策係

担当 : 荻野、松木

電話番号 : 0795 (82) 0916

FAX : 0795 (82) 5448

電子メール : jouhouseisaku@city.tamba.lg.jp